

危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令の公布

消防庁は、危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令を本日公布しました。

1 改正概要

以下の法令の改正に伴い、当該法令を引用し規定している危険物の規制に関する規則（昭和34年総理府令第55号。以下「危規則」という。）の改正を行うものです。

1. 地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成29年法律第52号）による介護保険法（平成9年法律第123号）の改正

（介護保険施設の新たな類型として、長期療養のための医療と介護を提供する「介護医療院」が新設されることに伴う改正）

2. 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律（平成28年法律第65号）による障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）の改正

（障害者総合支援法において「共同生活援助」、「地域活動支援センター」及び「福祉ホーム」について規定している条項が、それぞれ同法第5条第15項を同条第17項に、第5条第25項を同条第27項に、第5条第26項を同条第28項に改められることに伴う改正）

2 省令の公布

消防庁では、危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令（平成30年総務省令第21号）を本日付けで公布しました。

改正省令新旧対照表 （別紙）



（連絡先）

消防庁危険物保安室

担当：大越課長補佐、松葉

TEL：03-5253-7524（直通）

FAX：03-5253-7534

Mail：fdma.hoanshitsu@soumu.go.jp

○総務省令第二十一号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律（平成二十八年法律第六十五号）及び地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第五十二号）の施行に伴い、並びに危険物の規制に関する政令（昭和三十四年政令第三百六号）第九条第一項第一号ロ（同令第十九条第一項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年三月三十日

総務大臣 野田 聖子

危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令

危険物の規制に関する規則（昭和三十四年総理府令第五十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(学校等の多数の人を収容する施設)</p> <p>第十一条 〔略〕</p> <p>一〇三 略</p> <p>四 〔略〕</p> <p>〔イ〕ト 略</p> <p>チ 介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第八條第二十八項に規定する介護老人保健施設及び同條第二十九項に規定する介護医療院</p> <p>リ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第五條第一項に規定する障害福祉サービス事業(同條第七項に規定する生活介護、同條第十二項に規定する自立訓練、同條第十三項に規定する就労移行支援又は同條第十四項に規定する就労継続支援を行う事業に限る。)の用に供する施設、同條第十一項に規定する障害者支援施設、同條第二十七項に規定する地域活動支援センター又は同條第二十八項に規定する福祉ホーム</p>	<p>(学校等の多数の人を収容する施設)</p> <p>第十一条 〔同上〕</p> <p>一〇三 同上</p> <p>四 〔同上〕</p> <p>〔イ〕ト 同上</p> <p>チ 介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第八條第二十八項に規定する介護老人保健施設</p> <p>設</p> <p>リ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第五條第一項に規定する障害福祉サービス事業(同條第七項に規定する生活介護、同條第十二項に規定する自立訓練、同條第十三項に規定する就労移行支援又は同條第十四項に規定する就労継続支援に限る。)を行う施設、同條第十一項に規定する障害者支援施設、同條第二十五項に規定する地域活動支援センター又は同條第二十六項に規定する福祉ホーム</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	

附 則

この省令は、平成三十年四月一日から施行する。